

京都市告示第 565 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成 18 年 3 月 31 日

京都市長 樹本 賴兼

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
株式会社アクティブケイ	京都市円山公園音楽堂の使用料の徴収	平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで
財団法人京都市体育協会	岡崎公園、一乗寺公園、岩倉東公園、朱雀公園、東野公園、勧修寺公園、殿田公園、吉祥院公園、上鳥羽公園、西院公園、牛ヶ瀬公園、小畑川中央公園、三栖公園、下鳥羽公園、伏見公園、京都市宝が池公園運動施設（テニスコート及びその周辺の構内地に限る。）、京都市武道センター、京都市市民スポーツ会館及び京都市体育館の使用料（京都市スポーツ情報提供システムに係る使用料を除く。）の徴収	同 上
財団法人京都市音楽芸術文化振興財団	京都市アバンティホール、京都市北文化会館、京都市東部文化会館、京都市右京ふれあい文化会館、京都市西文化会館ウエスティ及び京都市吳竹文化センターの使用料の	同 上

	徴収	
	京都会館の使用料の徴収	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
財団法人京都市女性協会	京都市男女共同参画センター（旧女性総合センター）の使用料の徴収	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
株式会社ビバ	京都市東山地域体育館、京都市山科地域体育館、京都市桂川地域体育館、京都市伏見北堀公園地域体育館及び京都市醍醐地域体育館の使用料の徴収	同 上
財団法人京都市ユースサービス協会	京都市北青少年活動センター、京都市中京青少年活動センター、京都市東山青少年活動センター、京都市山科青少年活動センター、京都市下京青少年活動センター、京都市南青少年活動センター及び京都市伏見青少年活動センターの使用料の徴収	同 上
財団法人京都ユース・ホステル協会	京都市百井青少年村の使用料の徴収	同 上
特定非営利活動法人きょうとエヌピーオーセンタ一	京都市市民活動総合センターの使用料（スマートオフィス及びロッカーに係る使用料に限る。）の徴収	同 上

(文化市民局文化部庶務課)